

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 <b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次	ページ
規 則	
◎高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	1
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（文書情報課）	2
◎告示（准看護婦養成所の指定）の廃止（医療政策課）	2
◎高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定（地域観光課）	2
○道路の区域変更（2件）（道路課）	2
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正（会計管理課）	3
◎告示（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（ 〃 ）	3
公 告	
○公印の新調（文書情報課）	4
○都市計画公聴会の開催（都市計画課）	5
高知県議会訓令	
◎高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	5
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	5
◎高知県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則	5
高知県公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	17

-----  
規 則  
-----

高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第20号**  
**高知県職員被服貸与規則の一部を改正する規則**

高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。  
別表中41の項を42の項とし、40の項を41の項とし、39の項を40の項とし、38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、同表36の項中「水産業改良普及業務」を「水産業普及指導業務」に改め、同項を同表37の項とし、同表中35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、27の項を28の項とし、同表26の項中「病虫害防除所」を「農業技術センター病虫害防除所」に改め、同項を同表27の項とし、同表中25の項を26の項とし、24の項を25の項とし、23の項を24の項とし、22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項(11)を削り、17の項(10)を17の項(11)とし、17の項(9)を17の項(10)とし、17の項(8)を17の項(9)とし、17の項(7)を17の項(8)とし、17の項(6)を17の項(7)とし、17の項(5)を17の項(6)とし、17の項(4)を17の項(5)とし、17の項(3)を17の項(4)とし、同表17の項(2)中「衛生研究所」を「衛生環境研究所保健科学課又は食品科学課」に改め、同表17の項(2)の次に次のように加える。

(3) 衛生環境研究所に勤務する職員で、環境保全に関する立入調査等に従事するもの	作業服	2	2
--	-----	---	---

別表中17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3	地域防災監若しくは地域防災企画監駐在所に勤務する職員又は危機管理・防災課員駐在所に勤務する職員	作業服	1	2
		雨ガッパ	1	3
		安全靴	1	4

別表備考4中「作業服」を「作業服及び飛行服」に、「各2着」を「それぞれ2着」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第21号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「高知県衛生研究所」を「高知県衛生環境研究所」に、「高知県高知土木事務所 高知県立図書館」を「高知県高知土木事務所」に、「高知県幡多福祉保健所 高知県中央児童相談所」を「高知県幡多福祉保健所」に、「高知県立紙産業技術センター 高知県環境研究センター」を「高知県立紙産業技術センター」に、「高知県立幡多看護専門学校 高知県立足摺海洋館」を「高知県立幡多看護専門学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第22号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「並びに」を「及び」に改め、「及び保健体育課」を削り、同項第5号中「、医師確保・育成支援課」を削る。

第7条第1項第4号中「、医師確保・育成支援課」を削る。

第35条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる現金の納付を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 実習等の結果生じた生産品、収穫物等の売払いで引渡しと同時に収納する代金
- (2) 県民室若しくは図書館の硬貨投入による場合の複写料
- (3) 交通安全こどもセンターのゴーカート、手結港海岸緑地公園のコインロッカー、室戸体育館、室戸広域公園、春野総合運動公園、土佐西南大規模公園、甲浦港海岸緑地公園、手結港海岸緑地公園、青少年センター若しくは青少年体育館のコインシャワー又は出先機関に設置された公衆電話に準ずる取扱いをする電話の使用料

別表第1の表中「山田養護学校、高知若草養護学校」を「山田特別支援学校及び高知若草特別支援学校」に、「産学官民連携・起業推進課の課長補佐を兼務する職員」を「プロジェクトマネージャー」に改め、病虫害防除所の項及び林業大学校の項を削り、「高等学校（安芸、岡豊、高知追手前、高知小津、高知西、高知工業、高知北、高知東、高知南、高知国際及び中村の各高等学校に限る。）

特別支援学校（山田養護学校及び高知若草養護学校に限る。）

を

「高等学校（安芸、岡豊、高知追手前、高知小津、高知西、高知工業、高知北、高知東、高知南、高知国際及び中村の各高等学校に限る。）及び特別支援学校（山田特別支援学校及び高知若草特別支援学校に限る。）

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令  
警 察 本 部 訓 令

高知県訓令第5号

高知県教育委員会訓令第3号

高知県警察本部訓令第12号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 機 関  
警 察 本 部  
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県教育長 伊藤 博明  
高知県警察本部長 宇田川 佳宏

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
察本部訓令第4号

別表幹事の項中「農地・担い手対策課長」を「農業担い手支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第232号

平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

表中「農地・担い手対策課」を「農業担い手支援課」に改める。

高知県告示第233号

昭和29年1月高知県告示第1号（准看護婦養成所の指定）は、廃止する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第234号

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号）第10条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第14条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知県立足摺海洋館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
土佐清水市三崎4124番地1  
株式会社高知県観光開発公社
- 3 指定期間  
平成31年4月1日から平成35年3月31日まで

高知県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------	-----

	後の別	(メートル)	(メートル)
幡多郡三原村宮ノ川 字長田山1442番13地 先から 幡多郡三原村宮ノ川 字コヲド1445番19ま まで	A	6.4 }	376
		24.3	
幡多郡三原村宮ノ川 字長田山1442番13か ら 幡多郡三原村宮ノ川 字コヲド1445番19ま まで	B	11.3 }	390
		44.1	
幡多郡三原村宮ノ川 字長田山1442番13か ら 幡多郡三原村宮ノ川 字コヲド1445番19ま まで	後	11.3 }	390
		44.1	

高知県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年4月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村柚ノ木 字コギレ1167番1か ら 幡多郡三原村廣野字 沖ノソリ756番1ま まで	A	3.0 }	405
		7.2	
幡多郡三原村柚ノ木	前		

字一本ヶ峠1320番4 から 幡多郡三原村廣野字 西名本屋敷693番3 まで	B	8.1 }	658
		47.0	
幡多郡三原村柚ノ木 字一本ヶ峠1320番4 から 幡多郡三原村廣野字 西名本屋敷693番3 まで	後	8.1 }	658
		47.0	
幡多郡三原村宮ノ川 字長田山1442番13地 先から 幡多郡三原村宮ノ川 字コヲド1445番70ま まで	A	6.4 }	216
		24.3	
幡多郡三原村宮ノ川 字ゴンソヲノ1256番 1から 幡多郡三原村宮ノ川 字コヲド1445番70ま まで	B	8.1 }	72
		13.0	
幡多郡三原村宮ノ川 字長田山1442番13か ら 幡多郡三原村宮ノ川 字コヲド1445番70ま まで	後	8.1 }	348
		44.1	

高知県告示第237号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中「高知県立山田養護学校」を「高知県立山田特別支援学校」に改め、

「 | 高知県病害虫防除所 | " | " |

" | " |

を削り、「高知県衛生研究所」を「高知県衛生環境研究所」に改め、  
「 | 高知県環境研究センター | " | " |  
" | " |

を削り、「高知県立高知江の口養護学校」を「高知県立高知江の口特別支援学校」に、「高知県立日高養護学校」を「高知県立日高特別支援学校」に、「高知県立高知若草養護学校」を「高知県立高知若草特別支援学校」に改め、

「 | 高知県立須崎高等学校 | " | " |  
| 高知県立須崎工業高等学校 | " | " |  
| 高知県須崎警察署 | " | " |

" | " |  
須崎東支店 | を  
須崎支店 |  
「 | 高知県須崎警察署 | " | " |

" | " | に改める。

高知県告示第238号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中

「   医師確保・育成支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務   医師確保・育成支援課の出納員
---

及び

「   教育委員会事務局保健体育課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務   教育委員会事務局保健体育課の出納員
--

を削る。

別表第2中

「   医師確保・育成支援課   医師確保・育成支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する   医師確保・育成支援課
--

の出納員	事務	の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

及び

用地対策課の出納員	用地対策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	用地対策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

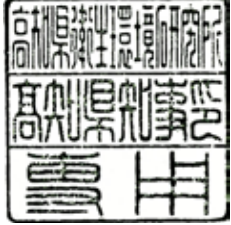
を削り、「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に、「山田養護学校、日高養護学校、高知若草養護学校及び高知江の口養護学校」を「山田特別支援学校、日高特別支援学校、高知若草特別支援学校及び高知江の口特別支援学校」に、「山田養護学校田野分校、日高養護学校高知みかづき分校、高知若草養護学校子鹿園分校、高知若草養護学校国立高知病院分校、高知若草養護学校土佐希望の家分校及び高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校」を「山田特別支援学校田野分校、日高特別支援学校高知みかづき分校、高知若草特別支援学校子鹿園分校、高知若草特別支援学校国立高知病院分校、高知若草特別支援学校土佐希望の家分校及び高知江の口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校」に改める。

公 告

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、新調した公印を次のとおり公告する。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
専用知事印		許可、認可、登録、免許、命令、検査、認定、承諾、承認、裁定、契約、不動産の登記等	平成31年4月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成31年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類  
安芸都市計画公園（9・5・1号安芸広域公園）
- 縦覧図書  
安芸都市計画公園の都市計画変更（原案）
- 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び高知県安芸土木事務所維持管理課並びに安芸市建設課、奈半利町地域振興課、田野町まちづくり推進課、安田町経済建設課、北川村建設課、馬路村産業建設課及び芸西村土木環境課
- 都市計画の案の縦覧期間  
平成31年4月1日（月）から同月15日（月）まで
- 公聴会の開催日時  
(1) 安芸市  
平成31年4月24日（水）午後7時から午後8時まで  
(2) 田野町  
平成31年4月25日（木）午後7時から午後8時まで
- 公聴会の開催場所  
(1) 安芸市  
安芸市西浜190-1 安芸市防災センター  
(2) 田野町  
安芸郡田野町1456-42 田野町ふれあいセンター
- 公述申出書の提出期限  
平成31年4月15日

議 会 訓 令

高知県議会訓令第1号

議会事務局

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月1日

高知県議会議長 土森 正典

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令

高知県議会事務局規程（平成15年2月高知県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の左欄」及び「の右欄」を削り、「班」を「室及び班」に改め、同条の表を次のように改める。

課名	内部組織名	
総務課	秘書室	総務班
議事課	議事記録班 企画広報班	
政策調査課	調査第一班 調査第二班 調査第三班 調査第四班	

第4条の表中

「課長補佐」

を

「課長補佐

室長」

に、「課相互」を「課室相互」に改める。

第5条第2項第11号中「議事法制」を「議事記録」に改める。

第8条中「及び課長補佐」を「、課長補佐及び室長」に改める。

第11条第1項第5号及び第6号中「課長補佐」を「課長補佐及び室長」に改める。

第12条（見出しを含む。）中「課長補佐」を「課長補佐及び室長」に改める。

第15条中「による。」を「による。）又は室長」に改める。

第25条第1項第5号中「課」を「課、室」に改める。

第31条第1項第2号及び第5号中「秘書班長」を「秘書室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第5号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

市道潮江342号線	高知市潮新町二丁目1810番地先から同市萩町一丁目90番1地先まで
-----------	-----------------------------------

を

「

市道潮江342号線	高知市潮新町二丁目1810番地先から同市萩町一丁目90番1地先まで
市道潮江349号線	高知市萩町一丁目501番地先から同市棧橋通四丁目42番地先まで

に、

「

東潮江臨港道路	高知市棧橋通六丁目地先から同市棧橋通六丁目まで
---------	-------------------------

を

「

東潮江臨港道路	高知市棧橋通六丁目地先から同市棧橋通六丁目まで
萩町臨港道路	高知市萩町一丁目100番8北西角から同市萩町一丁目100番8南東角まで

に改める。

別記様式第4号中「明りょうに」を「明瞭に」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第4号の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

高知県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第6号

高知県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

高知県警察国有物品管理規則（昭和39年高知県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令」を「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令」に、「により」を「に基づき」に、「、かつ、」を



「かつ」に改める。

第13条を削る。

第12条第1項中「もっぱら」を「専ら」に、「ついては、」を「ついては」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第2項中「備品については」及び「、消耗品については第21条に規定する物品供用簿に」を削り、同条第3項中「ときは、すみやかに当該」を「と認めるときは、速やかに」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「を必要」を「をすることがある」に改め、同条第2項中「物品払出し」を「物品の払出し」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「別記第4号様式による」に、「をもって、」を「により、」に、「別記第5号様式の」を「別記第5号様式による」に、「をもってそれぞれ行なう」を「により行う」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項を次のように改める。

本部長は、物品出納員が保管している物品のうち、供用の必要がないと認めるもの又は供用することができないと認めるものがあるときは、速やかに別記第2号様式による物品返還書により当該物品を物品管理官（府令第1条第4号に規定する物品管理官をいう。）に返還しなければならない。

第10条第2項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「又は」に、「認められる」を「認める」に、「修理」を「修繕」に改め、同条第3項中「前2項の規定により」を「前項本文の規定による」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「または第2項に規定する措置を講じなければ」を「の請求をしなければ」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「規定により」を「規定に基づき」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「良好なる」を「良好な」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「行なう」を「行う」に、「かかる」を「係る」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条を第7条とする。

第5条第2項中「（警察署に置かれるものを除く。）」及び「若しくは次長（警察署に置かれるものに限る。）」を削り、同条第3項中「当該」を「その」に、「物品供用に」を「物品の供用に」に改め、同条第4項中「、又は」を「又は」に改め、同条を第6条とする。

第4条第3項中「本部長の管理する」を削り、同条第4項中「、又は」を「又は」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「その所管に属する」を削り、同条第3項中「の各号」を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 前3号に掲げるもののほか、経常的かつ軽微な事務

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(事務の委任)

**第3条** 本部長は、高知県警察に所属する職員に、物品の管理に関する事務を委任することができる。

第14条第1項中「で供用の必要がない」を「を供用する必要性なくなった」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「別記第8号様式による」に改め、同条第4項中「返納物品を」を「前項の規定により物品を」に改める。

第15条の見出しを「（供用換え）」に改め、同条第1項中「使用換」を「使用換え」に改め、同条第2項中「使用換」を「使用換え」に改め、同条第3項中「使用換を」を「使用換えを」に、「物品供用員」を「供用換えに係る物品供用員」に、「ならびに」を「及び」に改め、同条第4項中「供用換物品を」を「物品を」に、「相手方の」を「同項の規定により物品を引き渡した」に改める。

第16条中「または」を「又は」に改め、「その」を削り、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第17条中「その使用にかかる」を「使用中の」に、「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第18条第1項中「および」を「及び」に、「必要がある場合」を「必要があると認める場合」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第19条中「前条第1項に規定する」を「前条第1項の」に改める。

第20条中「毎4半期」を「毎四半期」に、「および」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 物品供用員は、前項の規定による点検を実施したときは、別記第16号様式による国有物品点検結果報告書によりその結果を本部長に報告しなければならない。

第21条中「および」を「及び」に、「別記第16号様式」を「別記第17号様式」に、「別記第17号様式」を「別記第18号様式」に改める。

第22条中「別記第18号様式」を「別記第19号様式」に、「ともに」を「共に」に、「物品出納簿等」を「物品供用簿」に、「理由」を「事由」に改める。

付則第2項中「規則施行」を「規則の施行」に、「および」を「及び」に改める。

別記様式を次のように改める。

**別記**  
**第1号様式**（第10条関係）

第 年 月 日 号 物品保管委託書						
本部長	物品出納員	次長	補佐	係長	主任	係
	物品供用員	次長等	課長等	係長	主任	係 所属名
次のとおり保管委託してよろしいか。						
分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類		
品目		規格	数量	保管委託先		
				1 所在地		
				2 施設名		
保管委託期間	年 月 日から		年 月 日まで		保管委託理由	
保管委託条件						
物品出納簿登記済				物品供用簿登記済		
年 月 日 ㊦				年 月 日 ㊦		

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

**第2号様式**（第11条関係）

第 年 月 日 号 物品管理官 殿 高知県警察本部長 物品返還書		
次のとおり物品を返還する。		
分類Ⅰ	分類Ⅱ	細分類
品目	規格	数量 摘要
返還理由		
物品管理簿登記済		物品出納簿登記済
年 月 日 ㊦		年 月 日 ㊦

**第3号様式**（第11条関係）

物品修繕（改造）書						第 年 月 日	号
本部長	物品出納員	次長	補佐	係長	主任	係	
	物品供用員	次長等	課長等	係長	主任	係	所属名
次のとおり修繕（改造）してよろしいか。							
分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類			
品目		規格	数量	摘要			
修繕（改造）理由		修繕（改造）条件					
修繕（改造）内容							
物品管理簿登記済		物品出納簿登記済		物品供用簿登記済			
年 月 日	㊦	年 月 日	㊦	年 月 日	㊦		

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

**第4号様式**（第12条関係）

物品供用（請求）書						第 年 月 日	号
本部長	物品出納員	次長	補佐	係長	主任	係	
	物品供用員	次長等	課長等	係長	主任	係	所属名
次のとおり供用を請求する。 命令							
分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類			
品目		規格	単位	数量	摘要		
供用目的							
物品出納簿登記済				年 月 日		㊦	

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。



**第5号様式**（第12条関係）

第 号 年 月 日					
物品供用員 殿 高知県警察本部長 物品供用通知書					
物品供用員	次長等	課長等	係長	主任	係
次の物品の受領を命ずる。					
分類Ⅰ	分類Ⅱ			細分類	
品目	規格	単位	数量	摘要	
供用目的					
受領年月日			物品供用簿登記済		
年 月 日	年 月 日	㊟			

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

**第6号様式**（第12条関係）

第 号 年 月 日				
物品出納員 殿 高知県警察本部長 物品供用員 供用物品受領書				
次の物品を受領しました。				
分類Ⅰ	分類Ⅱ			細分類
品目	規格	単位	数量	摘要
物品供用員受領印				㊟

**第7号様式**（第13条関係）

物品保管書

品目

番号	規格	使用職員 職氏名	受領			返納			使用数量	摘要
			数量	年月日	使用職員印	数量	年月日	物品供用員印		

備考 1 この保管書は、毛布、出勤服、鉄帽等の物品で、物品供用員が保管し、必要に応じ一時使用させるものについては、作成しないことができる。  
 2 摘要欄に機械番号、取得年月日及び価格等参考事項を記入すること。

**第8号様式**（第14条関係）

第 年 月 日 号						
物品返納書						
本部長	物品出納員	次長	補佐	係長	主任	係
	課長	次長	補佐	係長	主任	係
	物品供用員	次長等	課長等	係長	主任	係
してよろしいか。 次のとおり返納させてよろしいか。 する。						
分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類		
品目	規格	単位	数量	摘要		
返納理由						
物品の現況						
物品出納簿登記済			年 月 日			㊟

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

**第9号様式**（第14条関係）

物品供用員 殿 高知県警察本部長 物品返納通知書					
第 年 月 日 号					
物品供用員	次長等	課長等	係長	主任	係
年 月 日付けで報告のあった次の物品の返納を命ずる。					
分類Ⅰ	分類Ⅱ			細分類	
品目	規格	単位	数量	摘要	
返納理由					
物品供用簿登記済		年 月 日			㊞

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

**第10号様式**（第14条関係）

物品供用員 殿 物品出納員 返納物品受領書 次の返納物品を受領しました。				
分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類
品目	規格	単位	数量	摘要

第11号様式（第15条関係）

物品供用換（請求）書						第 年 月 日	号
本部長	物品出納員	次長	補佐	係長	主任	係	
	物品供用員	次長等	補佐	係長	主任	係	払出所属名
	物品供用員	次長等	補佐	係長	主任	係	受入所属名
次のとおり供用換えを請求する。							
分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類			
品目	規格	単位	数量	摘要			
供用換えの理由							
物品出納簿登記済		年 月 日		㊦			

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

第12号様式（第15条関係）

物品供用換通知書						第 年 月 日	号
物品供用員 殿						高知県警察本部長	
物品供用員	次長等	課長等	係長	主任	係		
次のとおり 物品供用員 へ 供用換えするので 引渡し を命ずる。 <small>から 受領</small>							
分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類			
品目	規格	単位	数量	摘要			
供用換えの理由							
物品供用簿登記済		年 月 日		㊦			

備考 決裁欄は、適宜変更することができる。

第13号様式 (第15条関係)

第 号 年 月 日				
物品供用員 殿			物品供用員	
供用換物品受領書				
次の供用換物品を受領しました。				
分類Ⅰ	分類Ⅱ		細分類	
品目	規格	単位	数量	摘要

第14号様式 (第17条関係)

年 月 日				
使用物品亡失 (損傷) 報告書				
物品供用員 様		使用職員 官職 氏名 ㊟		
次のとおり物品を亡失 (損傷) したから報告する。				
分類Ⅰ	分類Ⅱ		細分類	
品目	数量	亡失 (損傷) 年月日	亡失 (損傷) 事由	
亡失 (損傷) 発見後の処理状況		亡失 (損傷) 当時における物品の保管状況	その他参考	

**第15号様式**（第19条関係）

年 月 日

高知県警察本部長 殿

検査員  
官職  
氏名 ㊦  
立会人  
官職  
氏名 ㊦

検査書

高知県警察国有物品管理規則第18条第1項の規定により、次の者につき検査したところ、物品管理をしているものと認める。

物品管理職員  
官職  
氏名  
管理期間 年 月 日から  
年 月 日まで

注 物品管理職員の交替に伴う検査の場合には、前任者の官職、氏名及び管理期間を明示すること。

**第16号様式**（第20条関係）

年 月 日

高知県警察本部長 殿

所属名  
物品供用員  
官職  
氏名

国有物品点検結果報告書

高知県警察国有物品管理規則第20条の規定により、当所属で供用中の物品の使用状況について点検を行った結果は、下記のとおりであったので報告する。

点検実施日	年 月 日 ～ 年 月 日（年度第 一四半期）
点検結果	
備考	







**第19号様式**（第22条関係）

引継書

下記の帳簿類及び帳簿記載の物品を引き継ぐ。

年 月 日

前任物品出納（供用）員  
官職  
氏名 ㊟  
後任物品出納（供用）員  
官職  
氏名 ㊟

記

物品出納（供用）簿 冊  
物品出納（供用）関係書類 冊  
名称 冊  
名称 冊  
名称 冊

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県警察国有物品管理規則別記様式は、この規則による改正後の高知県警察国有物品管理規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

-----  
**公安委員会告示**  
-----

**高知県公安委員会告示第4号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、平成33年3月31日までとする。

平成31年4月1日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

氏名	連絡先	活動区域
水田 光昭	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
大崎 吉晴		
上田 博章		
坂本 艶子		
島田 作治	高知県高知南警察署生活安全課 電話番号088-834-0110（代表）	高知南地区
竹内 健二		
濱田 壽子		
五藤 広志		
大久保正司	高知県高知東警察署生活安全課 電話番号088-866-0110（代表）	高知東地区
谷 巧		
池田 正寛		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

1 高知地区

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知

県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。

2 高知南地区

条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とする。

3 高知東地区

条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域とする。